る。簡単には断言できないから厄介である。

とにかく、少なくとも国際私法学の、それも第二次世界大戦前までの資料・文献に関していえ ば、わが図書館の充実度は誇るに足る。ギールケ文庫の取得に奔走された先輩たちにはただ頭が 下がるのみである。同時に忘れることの出来ないのは、東京商大における第一代目の国際私法主 任教授・山口弘一博士の御厚志である。その蔵書の全てを大学に寄贈されたようである。独立の 文庫にはなってないが、博士のサインおよび文庫印からそれと知れる。にも拘らず、国際私法学 史研究に不可欠のものが一つだけ欠けているのが気に懸かる。レネのアントロデュクシオン(第 一巻 (1888), 第二巻 (1892)) である。実は、この書の第二巻はいま筆者の手元にある。山口博 土が蔵書の中から抜き出して、その後継者そして筆者の指導教官にあたる久保岩太郎教授に与え たのである。同書に添付された久保教授宛ての葉書には次のように記されている。"Lainé. introduction …御餞別の印までに科呈致します 此点に於て商大に對する老生遺言の一部を取消します"日付 は昭和十九年五月二日となっている。"フランス語は読まなくなったから…"こう言って筆者に譲 って頂いてからもう二十余年を経た。そろそろ今度は筆者がこの書物を四代目に譲り渡す時が迫 って来たようである。本学に職を得た者として、いかにもこの大学に相応しい仕事をしたと胸を 張れるほどのものは未だない。けれども、少なくとも日本において、この大学でなければ出来な かった、あるいは、この大学に居る者には最も適切な仕事であった、このように思って頂けるこ とをもっとしておかなばならないであろう。この方向で、残り少ない時間を有意義に過ごしたい と思うものである。

(前に述べたフベルスの"De jure civitatis"のオランダ版ともいうべき"Heedensdaegse Rechtgeleertheyt, …"の第二版(1699)は東大のノイベッカー文庫から借り出してフイルムに納め、本学図書館の蔵書に加えてある。) (一橋大学法学部教授)

エルベからウラルまで From the Elbe to the Urals

土 肥 恒 之 DOHI Tsunevuki

初期近代の東欧、すなわち16世紀から19世紀はじめにかけてのエルベ河以東の広大な地域の農業はほぼ同じ様式で営まれ、農民の在り方にも大きな相違はなかった。こうした点については、すでにアダム・スミスが彼の『諸国民の富』(初版は1776年)の第三編「さまざまな国の国民における富裕の進歩の差異について」のなかで次のように指摘している。

ョーロッパの旧い状態においては、土地の占有者はすべて任意解除の借地人であった。彼らはすべて、あるいはほとんどすべて奴隷であったが、その奴隷制は古代のギリシア人やローマ人のあいだで、あるいは我々の西インド諸植民地においてさえ、知られているものに較べてもっと穏やかな種類のものであった。彼らはその主人によりも、むしろ直接に土地に属していると考えられていた。それゆえ彼らは土地とともに売られたが、土地と切り離してはそう出来な

かった。彼らは主人の同意があれば結婚できたし、その後主人が夫と妻を別々の人に売りわたしてその夫婦関係を解消させることは出来なかった。もし主人が彼らのうちの誰かを不具にしたり殺害したりすれば、彼は一般に軽微なものにせよ、刑罰を受けなければならなかった。しかしながら彼らは財産を取得することは出来なかった。彼らが取得したものはすべてその主人のために取得されたものであり、主人は思うがままにそれを彼らから取り上げることが出来た。このような奴隷によってなさる耕作と改良が如何なるものであれ、それはすべて、ただしくはその主人によって行われたものなのである。それは主人の経費負担で行われた。種子、家畜、そして農具もすべて主人のものであった。それは主人の利益のために行われたのである。このような奴隷は、彼らの日々の生活資料以外には何ひとつ取得できなかった。それ故この場合、土地を占有してそれを自分の隷属民によって耕作させたのは、ただしくは土地所有者その人であった。この種の奴隷制は、いまなおロシア、ポーランド、ハンガリー、ボヘミア、モラヴィアおよびドイツの他の地方に存在している。それが次第に、まったく廃止されるようになったのは、ヨーロッパの西部および南西部の諸地方だけである。

現在、我々は当時の東欧における支配的な生産関係を農奴制(serfdom)、その直接的な耕作者を農奴(serf)と呼び慣らわしているが、上に引用したパラグラフにはそうした語句は用いられていない。「任意解除の借地人」は〈tenants at will〉、「奴隷制、奴隷」は〈slavery、slaves〉、そして「隷属民」は〈bondmen〉である。筆者は、もとよりアダム・スミスの古典的著作にはまった〈無縁であったし、引用した一節に出会ったのも偶然にすぎない。したがって2世紀以上も過ぎた今日の基準から、スミスには奴隷と農奴の区別がないとか、当時の西欧にもスミスの言う「奴隷」が少なからずいたとか、あるいは東欧の「隷属民」のすべてが「奴隷」ではなかったとか言って揚げ足を取るつもりは毛頭ない。むしろその逆である。すなわちスミスがその前後で指摘している「奴隷」労働の高コストの問題を含めて、初期近代東欧の農奴制について比較史の立場からみて興味深い二、三の問題を考えてみること、これがこの覚書の狙いなのである。因にスミスが「ドイツの他の地方」と呼んでいるのは、言うまでもなく東部のプロイセンのことであるが、ここでも比較の対象としては18世紀のプロイセンとロシアを取りあげることにしょう。

農奴制の基本的メルクマールは何か。この問題は自明であるかにみえるが、決してそうではない。一般的には、領主が所有する土地の保有者であると同時にその耕作者である農民が「その土地に対して世襲的な緊縛(hereditary bondage to the land)」を余儀なくされている状態として理解されている。移動、結婚、あるいは取引などに対する諸々の制限はこの土地緊縛から派生するのであり、それを法的に保障したのが領主裁判権に他ならない。したがってスミスが言うように、彼らは「土地に属している」とみなされ、「土地と切り離して」売られることはなかったことになる。だが現実にはこうした一般的理解とは必ずしも合致しない、しかも多くの「例外」が見られたのである。

いささか軽蔑の意を込めながら、農奴制は東に行くほど厳しく恣意的になった、と言われることがあるが、まずその東の辺境ロシアの場合をみることにしよう。ロシアにおける農奴制の確立は、1649年のいわゆる会議法典によって法的に承認をうけた。すなわち当時のアレクセイ・ミハイロヴィッチ(ピョートル大帝の父親)政府は、16世紀末以来大きな問題となっていた逃亡農民の捜索期限についてその撤廃という措置により、軍隊の中核として政府を支えていた中小貴族層の利益に応えたのである。ロシアの農民は、その規定によって逃亡(当時は日常であり、その実

態は移住・植民と選ぶところがなかった)して10年、20年、更に50年を経ようとも元の土地とその領主に送還されなければならなかった。こうして領主の「土地への世襲的な緊縛」が法的に確認されたのである。他方で、このことは貴族の土地はすべて彼らの「勤務」に対して与えられているのだ、というその形式的責任を新旧を問わず貴族全体に押し拡げ、結果としてロシアの「身分制」の急速な廃絶にも道を拓いた。すなわち農奴制の確立と引換えに、絶対主義(絶対君主政)のための土壌がならされたことにも留意しておかなければならない。

ロシアの農奴制は、しかしながらその当初から「土地に対する世襲的な緊縛」とは相反する様々な現象をともなっていた。18世紀のロシアの村では「土地割替」の慣行が根を下ろし、世紀末までにスタンダードな土地利用方法となった。このこと自体、土地緊縛という概念と多少ズレを示しているのだが、いまは問わないでおこう。ロシアの農民は、より直接的にその領主によって「土地から切り離」されたこと、この点が重要である。その理由は様々であるが、一つには新しく手に入れた所領を開墾するために農民を強制移住させる必要があったことにある。二つには領主の館に移され、召使として彼とその家族に仕えるために土地を取り上げられたことにある。三つには、スミスの指摘とは逆に土地なしで、しかもしばしば家族バラバラにさえ売られたのである。第一のケースが日常的にみられた現象であるのに対して、第二、第三のケースも稀ではなかったにせよそれらを日常的とみることはできない。だが農民の土地緊縛ではなく、「土地からの切り離し」が広範に実践されていたことは18世紀のロシアについての常識的な事実に属するのである。

ほとんど同じ現象は同時代のプロイセンでもみられた。プロイセンでも16世紀以来、農民の人身と土地に対する領主の支配が強化されてきたが、その法的な追認は1653年いわゆる「協定」であった。ロシアに遅れること僅か4年である。のちに大選帝侯と呼ばれたフリードリヒ・ヴィルヘルムは、この年ブランデンブルグの等族議会に常備軍の維持のための租税を認めさせる代わりに、ユンカーすなわち土地貴族に対してその所領の農民支配と裁判権を改めて確認したのである。「協定」によって君主の政治権力が決定的に強化されるとともに、三十年戦争後の穀物や醸造酒に対する需要のたかまりに刺激を受けたユンカーの農場経営に農民労働力の自在な利用のための武器を与えることになった。こうしてプロイセンにおいても絶対主義は、農奴制と引き替えに形成されたのである。

そしてプロイセンでも農民の「土地からの切り離し」現象が広く観察された。直営地の拡大や新設のためにユンカーは農民から土地を取りあげたり、その相続人に移るのを妨げたのである。「農民追放(Bauernlegen)」として知られるこの保有地の没収の事実は「農民保護」立法によっても傍証されている。また例外的にせよ、ここでも農民の売買がみられたことはケーニヒスブルグの新聞広告から明かにされている。そして農民の子供に対する強制的な奉公義務も「土地からの切り離し」の一つのヴァリアントとみなしても差しつかえないだろう。けだしそれは成人も含めて2年から6-8年までにも及んだからである。

こうして18世紀のロシアとプロイセンにおいて農奴制の基本的メルクマールとされる「土地に対する世襲的な緊縛」とは相反する現象がみられた。ここでは農民は強制的な移住を余儀なくされ、またより効率的な農場経営のために保有地を取りあげられ農業労働者に転化されたのである。だが改めて言うまでもなく、こうした現象は土地緊縛を前提としたものであり、領主による農民人格に対する支配を抜きにしては起こりえないものであった。そしてより具体的にはロシア農民について従来から指摘されている「放浪的性格」、そしてプロイセン農民の「劣悪な土地保有権」などの要素も併せて考慮されなければならないだろう。

だが同じく農奴制とはいえ、ロシアとプロイセンとではその基本的性格にかかわる相違もみられた。それは、例えば、領主による農民労働のギリギリの収奪によって、国家の主要な担税民であるのみならずその常備軍兵士の供給源でもある村・農民の零落という事態の処理に最も端的にあらわれた。ロシアのピョートル大帝は、農民の租税すなわち人頭税の支払いと兵役の義務の遂行をその領主に押し付けることによってこの問題を解決した。したがってロシアでは農民の収奪をめぐる君主と貴族とのあいだの対立は生まれなかったのである。他方、プロイセンの歴代の君主、すなわちフリードリヒ・ヴィルヘルム1世も2世もその「農民保護」立法に示されるように、領主による恣意的な収奪が兵士の供給に支障をきたすことを恐れていた。だが「農民保護」は王領地ではともかく、貴族の私領に及ぶことはなかった。農民の賦役についてプロイセンでは週3、4日に制限するよう指示されたのに対して、ロシアでは如何なる制限もみられなかったことも恐らくこの問題と関連があるだろう。以上のように、農奴制の理解は単に領主たる土地貴族と農民との関係だけでは不十分であり、貴族と王権並びに農民と共同体の関連をも視野に入れて考えなければならないと思われる。

エルベからウラルまで3世紀以上にわたって存続した農奴制は、スミスが言うような「いまなお」残存しているものでも、エンゲルスの言う「再版」でもなかった。それが東欧にとって最初の、新しい現象であったという点については最近の研究者の意見はほぼ一致している。初期近代の東欧にうまれ拡がったこの制度は、上に指摘したような農民の「不安定な土地保有権」や過重な諸負担・賦役のために、増産のためのインセンティヴを引き出すことができず、結局は技術的後進性につながっていった。それに対する外からの、最初の批判が先進諸国の植民地の奴隷制度をめぐる論争の副産物として生まれた。はじめに引用したスミスの指摘もその一部であるが、その頃にはエルベの東でも発散的にせよ、改革への動きがみられた。その先頭に立ったのが、はるか東のロシアやプロイセンからやってきてグラスゴー大学のスミスの講筵に列なったことのある留学生たちであったことも付け加えておこう。 (一橋大学社会学部教授)

イギリス保守主義の濫觴

The English conservatism in its earliest phase.

永 井 義 雄 NAGAI Yoshio

ジョン・シェビア(John Shebbeare,1709-1788)は、有名ではない。この国で有名でないだけでなく、祖国イングランドにおいても有名ではない。二十世紀末の現在において有名でないというだけでなく、かれの生きた十八世紀において、もともとたいして知られてはいなかった。しかし、かれの当時に、かれが知る人ぞ知る人物であったことは確かのように思われる。そして、それは、dissenter(非国教徒)たち、とりわけそのうちの改革論者たちに対するかれの反対論のゆえであった。わたくしがシェビアに関心を抱いたのも、そのためであり、特にかれにRichard Priceに対する反対論があるからであった。ちなみに、シェビアは、その政治的性格のゆえに、バークとかかわりを持つのだけれども、小松春雄『イギリス保守主義史研究——エドマンド・バークの